

審査意見書

国土交通省近畿地方整備局
局長 黒川 純一良

名神湾岸連絡線に係る環境影響評価概要書に関する審査意見は下記のとおりである。

平成 30 年 12 月 7 日

兵庫県知事 井戸 敏三

記

標記事業の環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、国土交通省近畿地方整備局が、西宮市内で道路延長約 3 km、2 車線の自動車専用道路を設置する計画であり、名神高速道路と阪神高速 5 号湾岸線を連絡し、阪神高速 3 号神戸線と国道 43 号に集中している交通を阪神高速 5 号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図るとともに、名神高速道路と阪神港をスムーズに連絡し、物流ネットワークの形成を図るとしている。

対象事業実施区域及びその周辺には、住居、教育施設、医療施設及び福祉施設等が多数存在することから、環境影響評価の実施にあたっては、概要書に記載の調査、予測及び評価を着実にを行うことはもとより、以下の事項について十分留意し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には多数の住居等が存在していることから、ルートの選定及び道路の詳細設計等にあたっては、十分な環境配慮を行うこと。
- (2) 本事業では、名神高速道路及び阪神高速 3 号神戸線と接続するジャンクションを西宮インターチェンジ部に新設することとしている。名神高速道路、阪神高速 3 号神戸線及び国道 43 号線は、いずれも非常に交通量の多い道路であること、また、西宮イン

ターチェンジ周辺には住居等が密集していることから、接続工事の長期化が予想され、工事による生活環境への影響が長期間に及ぶ可能性がある。このことから、工法及び工事期間等の検討にあたっては、十分な環境配慮を行うこと。

- (3) 予測評価の前提となる将来交通量については、本道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路の交通量も含め、将来の交通需要に基づき明らかにすること。
- (4) 海域に設置する橋脚については、潮流の停滞防止や生物生息環境の保全の観点から、位置及び構造等を検討すること。
- (5) 事業目的、事業計画及び環境影響評価の内容等について、地域住民にわかりやすく説明し、理解を得るよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居等が多数存在している状況を考慮し、工事に伴う粉じん等の予測評価においては、対象事業実施区域及びその周辺における現地調査を実施して現地の粉じん等の状況を把握し、その結果をふまえて、可能な限り低い環境保全目標値を設定すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」第6条第1項及び第8条第1項に基づく対策地域に含まれている。対象事業実施区域及び阪神高速5号湾岸線等の交通量の増加が想定される区域において、現地調査を行って大気汚染の状況を把握し、自動車の走行に伴う大気汚染物質の影響について適切に予測及び評価を行うこと。

(2) 水質汚濁

ア コンクリート打設工によるアルカリ排水の発生が想定される場合は、水の汚れを調査項目に選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書（兵庫県）」によれば、橋脚の設置が想定される今津港は、県内の測定地点の中で底層の年間平均溶存酸素量が最も低い地点であり、周辺海域で青潮の観測事例もあることから、潮流の停滞性が高く、底質の有機物含有量が高いことが想定される。このことから、海底の掘削に伴う水の汚れを調査項目に選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、工法及び工事期間等について検討すること。

ウ 橋脚の存在によって潮流に変化が生じる可能性が考えられることから、潮流への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 土壌汚染

土壌の掘削工事等が予定されている区域においては、既存資料を基に土地の使用履歴を十分に把握し、必要に応じて土壌環境基準項目について調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 騒音・振動・低周波音

ア 現況調査については、24時間の調査を2回以上行い、平均的な騒音、振動及び低周波音の数値を把握すること。

イ 対象事業実施区域の東側には、複数の集合住宅が近接して存在している。このような場所では、音源から評価点へ直接伝搬する直接音のほか、建物の壁等に反射して伝搬する反射音、建物を乗り越えて伝搬する回折音の影響が想定されることから、道路に面している建物周辺のみならず、面していない建物周辺において、適切な予測地点を設定し、予測評価を行うこと。

ウ 遮音壁の構造の検討においては、周辺住居の階層高さを考慮すること。

エ 詳細設計においては、床版の厚さ、剛性及びジョイント部等について検討し、低周波音の発生しにくい構造とすること。

(5) 地質・地形

対象事業実施区域及びその周辺には、西宮市宮水保全条例（平成29年西宮市条例第15号）第4条第1項の規定に基づく保全対象区域が存在している。宮水は西宮市の伝統産業である清酒造りにおいて不可欠なものであることから、専門家の指導のもと、宮水に関して的確に調査、予測及び評価を行うとともに、宮水を保全するうえで適切な工法を採用すること。

(6) 植物・動物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の貴重な飛来地であることから、渡りへの影響について予測及び評価を行うこと。なお、渡り鳥には夜行性の種も多いことから、夜間においても現地調査を行うこと。

イ 道路の詳細構造の検討にあたっては、走行する自動車へのバードストライクの防止策について考慮すること。

ウ 対象事業実施区域から東側に位置する甲子園浜、西側に位置する御前浜・香櫨園浜は、阪神間に残された数少ない自然海岸であり、そこに形成されている砂浜及び干潟は地域を特徴づける貴重な生態系の場となっている。事業の実施によって水象及び水質等に変化が生じた場合、生態系に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、水象及び水質の調査結果を関連付けて予測及び評価を行うこと。

(7) 景観

ア 地域の景観資源である今津灯台及び甲子園浜等とその周辺が一体となった風景に及ぼす影響について、対象事業実施区域及びその周辺を俯瞰できる地点である西宮大橋及び西宮港大橋等を眺望点に含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 市街地を縦断する長大な高架構造物であり、景観に及ぼす影響が大きいことから、景観資源を可能な限り守ることができるルートとすることはもとより、シンプルな構造かつ周辺と調和した色彩等の圧迫感を与えないデザインとすること。また、眺望の開けた場所から見たときに、景観になじむ美しいデザインとすること。これらの点をふまえて予測及び評価を実施し、慎重な対策を行うこと。